

酒田市認定地域クラブの認定等に関する要綱

令和 8 年 1 0 月 1 日

酒田市教育委員会告示第 1 8 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、酒田市中中学校部活動及び認定地域クラブ活動基本方針(以下「市基本方針」という。)に基づく認定地域クラブ活動(以下「認定地域クラブ活動」という。)を適正に実施するため、認定地域クラブ活動を行う酒田市認定地域クラブ(以下「認定地域クラブ」という。)の認定等を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(認定地域クラブの要件)

第 2 条 認定地域クラブは、市内中学校の部活動に所属している中学生を対象とする活動を行っている団体であって、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 市基本方針に則った活動をしていること。
- (2) 当該団体が実施する活動の種目が、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承発展させた活動であり、かつ、中学生の望ましい成長に資するものであること。
- (3) 次に掲げる事項が規定された規約、会則、定款等(社会通念上適正であると認められるものに限る。)を備えていること。

ア 名称

イ 目的

ウ 総会に関する事項

エ 安全管理体制

オ 次に掲げる役員(代表者、副代表者、会計責任者、監事等をいう。)又はこれらに準ずる役員の設置に関する事項

- (4) 営利を目的とした団体ではなく、活動に必要な参加費は会員から徴収していること。
- (5) 指導者及びサポーター(以下「指導者等」という。)は、酒田市認定地域クラブ指導者及びサポーター認定要綱(令和 8 年告示第 号)の規定に基づく認定を受けていること。また、指導者等のうち最低 1 名は、日本スポーツ協会又は各競技団体等が認定する指導者公認資格を有していること(文化芸術団体を除く。)
- (6) 当該団体が実施する活動の参加者の人数が、次に掲げる活動の区分に応

じ、次に定める人数以上であること。

ア スポーツ活動 次の競技の区分に応じて次に定める人数

(ア) 個人競技 5人

(イ) 団体競技 指導する競技の試合を行うためにルール上必要な1チームの基本の選手数に1を加算した数の人数

イ 文化芸術活動 5人(ただし、吹奏楽又は合唱にあつては、3人とする。)

(地域クラブの認定)

第3条 地域クラブが認定地域クラブ活動を行うときは、教育長の認定を受けなければならない。

(認定地域クラブ活動の原則)

第4条 認定地域クラブは、次の原則にのっとり認定地域クラブ活動を行わなければならない。

(1) 市基本方針に則して認定地域クラブ活動を行い、その目的の実現に努めること。

(2) 市基本方針に定めるもののほか、本市の認定地域クラブ活動の推進に関する方針及び施策に協力すること。

(認定地域クラブ活動の基準)

第5条 認定地域クラブは、次の基準に従って認定地域クラブ活動を行わなければならない。

(1) 認定地域クラブ活動の参加者に対する指導、引率等は、教育長が指定する人数の指導者等が行うこと。

(2) 認定地域クラブ活動の参加者及び指導者等を被保険者とする傷害保険及び賠償責任保険(教育長が定める補償内容を満たすものに限る。)に加入すること。

(3) 認定地域クラブ活動を実施する日及び回数、参加等に関する手続、参加者が負担する参加費及び指導人材に対して支払う報酬の額は、教育長が別に定める。

(認定地域クラブ活動の計画的な実施)

第6条 認定地域クラブは、次に定めるところにより計画的に認定地域クラブ活動を実施しなければならない。

(1) 認定地域クラブ活動について、活動方針及び指導方針を定めるとともに、これらについて参加者の保護者等(以下「保護者等」という。)に説明し、意見交換等を行うミーティングを年に2回以上、定例的に開催すること。

(2) 各年度末までに翌年度の認定地域クラブ活動計画を作成し、教育長に提

出すとともに、保護者等に周知を図り、前号のミーティングにおいて意見交換等を行うこと。

(3) 毎月末までに翌月の認定地域クラブ活動計画を作成し、保護者等に周知を図ること。

(4) 当該年度の認定地域クラブ活動の終了後、その実績を教育長に報告すること。

(認定申請)

第7条 第3条の認定を受けようとする団体の代表者は、酒田市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書（様式第1号）及び酒田市認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、教育長に申請しなければならない。

(1) 団体の規約、会則、約款等の写し（第2条第3号に定めるもの）

(2) 指導者及び参加者の名簿

(3) 保険加入証明書

(4) 前3号に掲げる書類のほか、教育長が必要と認める書類

(認定手続)

第8条 教育長は、前条の申請があった場合は、これを審査するとともに、申請内容に不備や不明な点があった場合は、必要に応じ現地調査等を行い、当該申請に係る地域クラブを認定するかを決定するものとする。

2 教育長は、前項の認定に条件を付けることができる。

3 教育長は、第1項の認定をしたときは、その旨及び次に掲げる事項を当該申請した者に酒田市認定地域クラブ活動認定・不認定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(1) 認定年月日

(2) 地域クラブとしての認定期間

(3) 前項の規定により条件を付したときは、その条件

4 教育長は、第1項の認定をしなかったときは、その旨及び理由を当該申請した者に酒田市認定地域クラブ活動認定・不認定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

5 認定の有効期間は、当該認定の日から起算して2年を経過する日以後の最初の3月31日までとし、更新を希望する場合は、前条の定めるところにより再申請するものとする。ただし、変更がない場合は、添付書類を一部省略することができる。

(変更の届出)

第9条 認定地域クラブの代表者は、認定に係る事項に変更があったときは、

速やかに酒田市認定地域クラブ活動変更届出書（様式第4号）を教育長に提出しなければならない。

（認定の取消し）

第10条 教育長は、認定地域クラブが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により認定を受けたことが明らかになったとき。
- (2) 第2条各号の要件を満たさないことが明らかになったとき。
- (3) 当該認定地域クラブ活動が第5条及び第6条に定めるところにより行われていないとき。
- (4) 当該認定地域クラブ活動が第8条第2項により付した条件に反するとき。
- (5) 参加者の減少その他の事由により当該認定地域クラブ活動の継続ができなくなったとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、認定を継続することが著しく適切でないとき。

2 教育長は、前項の認定の取消しに当たっては、指導、勧告等を行い、期間を定めて是正を求めるなど、必要な措置を取らなければならない。

3 第1項に規定する認定の取消しの効力の発生日は、当該認定の取消しを決定した日の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、教育長が特に必要と認める場合は、上記の日よりも前の日を効力発生日とすることができる。

4 教育長は、第1項の規定により認定の取消しを行ったときは、酒田市認定地域クラブ活動認定取消通知書（様式第5号）により、当該認定地域クラブの代表者に通知するものとする。

（認定地域クラブの規模の調整）

第11条 認定地域クラブは、参加者の数が当該活動の規模に比して過少となったときは、教育長と協議の上、近隣の認定地域クラブと統合するよう努めなければならない。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年10月1日から施行する。